

別添 1 貨物利用運送事業の登録及び許可の申請等の処理方針について

登録確認項目

A 第一種貨物利用運送事業

1 事業遂行に必要な施設

使用権原のある営業所、店舗を有していること。

の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

の営業所等の規模が適切なものであること。

保管施設を必要とする場合は、使用権原のある保管施設を有していること。

の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

の保管施設の規模、構造及び設備が適切なものであること。

2 財産的基礎

純資産 3 0 0 万円以上を所有していること。

3 経営主体

欠格事由に該当しないこと。

許可審査項目

B 第二種貨物利用運送事業

1 事業計画の適切性

(1) 事業の円滑な遂行

利用する運送を行う実運送事業者との間に、業務取扱契約が締結されており、貨物利用運送事業を円滑に遂行することができるものと認められること。

(2) 事業遂行に必要な施設

使用権原のある営業所、店舗を有していること。

の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

の営業所等の規模が適切なものであること。

保管施設を必要とする場合は、使用権原のある保管施設を有していること。

の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

の保管施設の規模、構造及び設備が適切なものであること。

(3) 貨物の受取を他の者に委託して行う場合

その受取業務を円滑に遂行することができるものと認められる受託者に業務委託していること。

2 事業の遂行能力

(1) 財産的基礎

純資産300万円以上を所有していること。

過去数年程度法人の経常収支が健全であること。(新たに法人を設立する場合には、健全な経営が行われるものと認められること。)

(2) 組織

事業遂行に十分な組織を有すること。

事業運営に関する指揮命令系統が明確であること。

(3) 経営主体

欠格事由に該当しないこと。

事業遂行に必要な法令の知識を有すること。

3 集配事業計画の適切性(集配を他の者に委託する場合)

(1) 集配営業所

使用権原を有すること。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

規模が適切なものであること。

(2) 集配事業者の体制

集配の業務の委託を受けた者が鉄道、航空又は海上貨物の集配のために必要な業務運営体制を有していること。

4 集配事業計画の適切性(貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に使用する車両と当該貨物利用運送事業の集配に使用する車両とを併用する場合(以下「併用の場合」という。))

(1) 集配営業所

使用権原を有すること。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

規模が適切なものであること。

(2) 事業用自動車

使用権限のある車両を有していること。

鉄道、航空又は海上貨物の集配業務が十分遂行し得る車両数を保有していること。
当該集配業務に適応する構造を有する自動車であること。

(3) 自動車車庫

貨物の集配の円滑な実施のために適切な規模を有し、かつ適切な場所に設置されていること。

5 集配事業計画の適切性（貨物自動車運送事業法第37条第3項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者（以下「特定二種」という。）の場合）

(1) 集配営業所

使用権原を有すること。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

規模が適切なものであること。

(2) 事業用自動車

使用権原のある車両を有していること。

鉄道、航空又は海上貨物の集配業務が十分遂行し得る車両数を保有していること。

当該集配業務に適応する構造を有する自動車であること。

(3) 休憩・睡眠施設

原則として、集配営業所又は車庫に併設するものであること。

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5平方メートル以上の広さを有すること。

使用権原を有するものであること。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(4) 自動車車庫

原則として集配営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合すること。

車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。

他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。

使用権原を有するものであること。

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 運行管理体制

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請書等の処理について」(平成15年国自貨第77号)別紙1-(6)に規定する要件に準じ、運行管理体制の整備がなされていること。